

# 喬木村イメージキャラクター「ベリー&ゴー」

## 着ぐるみ使用規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、喬木村イメージキャラクター「ベリー&ゴー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

### (使用申請)

**第2条** 着ぐるみを使用する場合には、あらかじめ喬木村イメージキャラクター・ロゴマーク使用申請書に必要な書類を添付して、喬木村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 喬木村の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従わない、又は従わないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は誤解を与えるおそれのあるとき。(ただし、婚礼はその限りではない)
- (5) その他、その使用が不適當であるとき。
- (6) 外部へのPRを目的としない特定の企業、個人の集会、集まりであるとき。(ただし婚礼はその限りではない。)

### (使用期間)

**第3条** 着ぐるみの使用期間は、5日間以内とする。ただし、村長が認めるときはこの限りではない。

### (使用料)

**第4条** 着ぐるみの使用料は無料とする。

### (使用上の注意事項)

**第5条** 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (2) 使用期間、用途を遵守し使用すること。

### **(承認内容の変更)**

- 第6条** 着ぐるみの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ喬木村イメージキャラクター・ロゴマーク使用変更申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 変更申請後についても、前条を遵守しなければならない。

### **(違反等に対する措置)**

- 第7条** 着ぐるみを使用している者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消し、次回からの貸出はしないものとする。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、喬木村はその責を負わない。

### **(原状復帰)**

- 第8条** 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可を受けた者の責と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定の他、村長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

### **(補則)**

- 第9条** この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱に係る必要な事項は別に定める。

### **附則**

この規程は、平成 25 年4月1日より施行する。